

★農地法の申請や届出をする場合の注意事項（共通）

農地法の申請や届出をする場合は、原則として本人申請・届出となりますので、以下の点に留意してください。

○譲渡人（貸付人等含む）・譲受人（借受人等含む）本人が申請又は届出をする場合

どちらかが代表して申請書や届出書を農業委員会に提出する場合は、**相手方からの委任状**が必要です。共有者がいる場合も、代表者以外の**共有者全員からの委任状**が必要です。また、来庁者**ご本人の身分証明書**が必要です。

（例）ある農地の共有持分が3分の1ずつであるA、B、Cがその農地をDに売る場合
Aが代表して申請書を農業委員会に提出⇒B、C、Dからの委任状が必要です。
Dが代表して申請書を農業委員会に提出⇒A、B、Cからの委任状が必要です。

※身分証明書とは

官公庁発行の**顔写真のある身分証明書**（例：運転免許証、パスポート等）の場合は**1種類**、**顔写真のない書類**（例：健康保険証、年金手帳等）の場合は**複数必要**

○代理人が申請書・届出書を提出する場合

譲渡人（貸付人等含む）・譲受人（借受人等含む）**双方からの委任状**が必要です。また、来庁者ご本人の身分証明書が必要です。

※身分証明書とは

官公庁発行の**顔写真のある身分証明書**（例：運転免許証、パスポート等）の場合は**1種類**、**顔写真のない書類**（例：健康保険証、年金手帳等）の場合は**複数必要**

○代理人が法人の場合

委任状に法人名等だけでなく、来庁者ご本人（担当者）の氏名等も記載し、その人の身分証明書に加え、その人と法人との関係がわかるものが必要です。

※身分証明書とは

官公庁発行の**顔写真のある身分証明書**（例：運転免許証、パスポート等）の場合は**1種類**、**顔写真のない書類**（例：健康保険証、年金手帳等）の場合は**複数必要**

※その人と法人との関係がわかるものとは

法人名の記載された社員証、健康保険被保険者証等

※書類が完備していない場合は、受理出来ませんので注意してください。